

除染シャワー及び洗眼器用配管の凍結防止措置に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編及び S 編

改正事項

除染シャワー及び洗眼器用配管の凍結防止措置に関する事項

改正理由

鋼船規則 N 編 14.4.3 及び S 編 14.2.10 において、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船における乗組員の保護を目的とした除染シャワー及び洗眼器に対し、いかなる気象条件下においても使用できるものとする旨を規定している。同検査要領 S14.2.10 においては、具体的な措置として凍結防止措置について規定しており、防熱を施し、且つ適当な位置にドレン抜きを備えることを要求している。一方、同検査要領 N 編においては、除染シャワー等に対し、凍結防止措置についての具体的な要件が明記されていなかった。

除染シャワー等は、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船に対し、同じ保護目的で設備されることから、液化ガスばら積船についても、危険化学品ばら積船と同様の要件を規定することが適当と考えられる。

一方、凍結防止措置の具体的な要件に関し、除染シャワー等と同等の環境に設けられる消火主管については、同検査要領 R10.2.1-1 において、防熱を施すこと又はドレン抜きを備える旨を規定しており、防熱とドレン抜きの両方を要求していない。

このため、危険化学品ばら積船の除染シャワー及び洗眼器の配管に対する凍結防止措置に関する要件を、消火主管の凍結防止措置に整合させると共に、液化ガスばら積船についても同様の要件を規定した。

改正内容

- (1) 危険化学品ばら積船の除染シャワー及び洗眼器の配管に対し、凍結防止措置として防熱又はドレン抜きを設備するよう改めた。
- (2) 液化ガスばら積船の除染シャワー及び洗眼器の配管に対し、危険化学ばら積船と同様の要件を規定した。